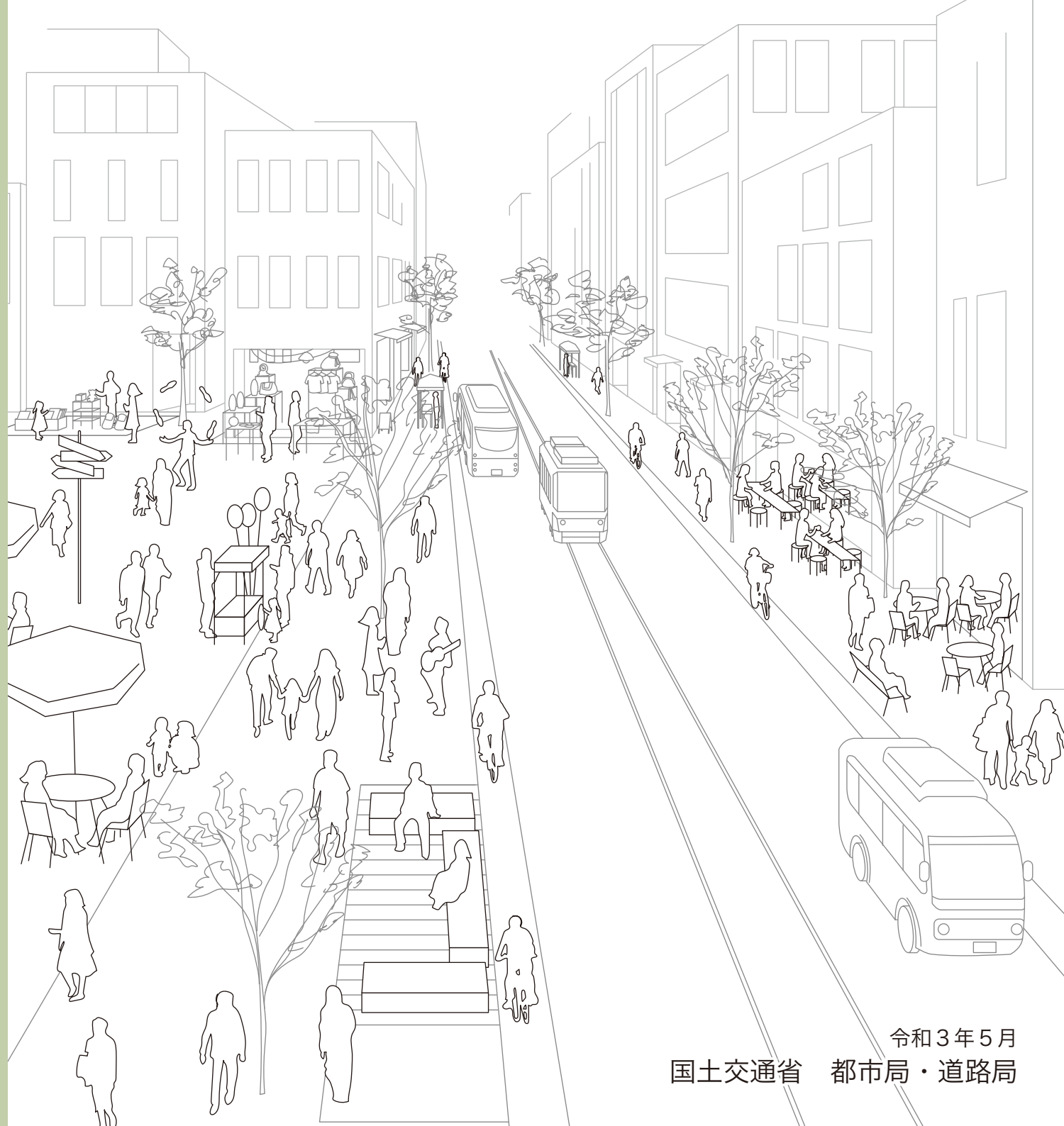


ストリート デザイン ガイドライン

— 居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書 —

(バージョン 2.0)



令和3年5月
国土交通省 都市局・道路局

はじめに

■本ガイドラインは、まちなかの徒歩圏の範囲を対象に、官民の公共空間を一体的に捉え、ウォークラブルな空間へと総合的に取り組むことの重要性を背景として、令和元年に立ち上げた「ストリートデザイン懇談会」における、学識経験者、地方公共団体その他、多くの方々からのご意見を集約し、ストリートデザインに携わるの方々にとって有益な一助となるべく、ストリートデザインのポイントとなる考え方を、様々な例示とともにお示ししたものである。

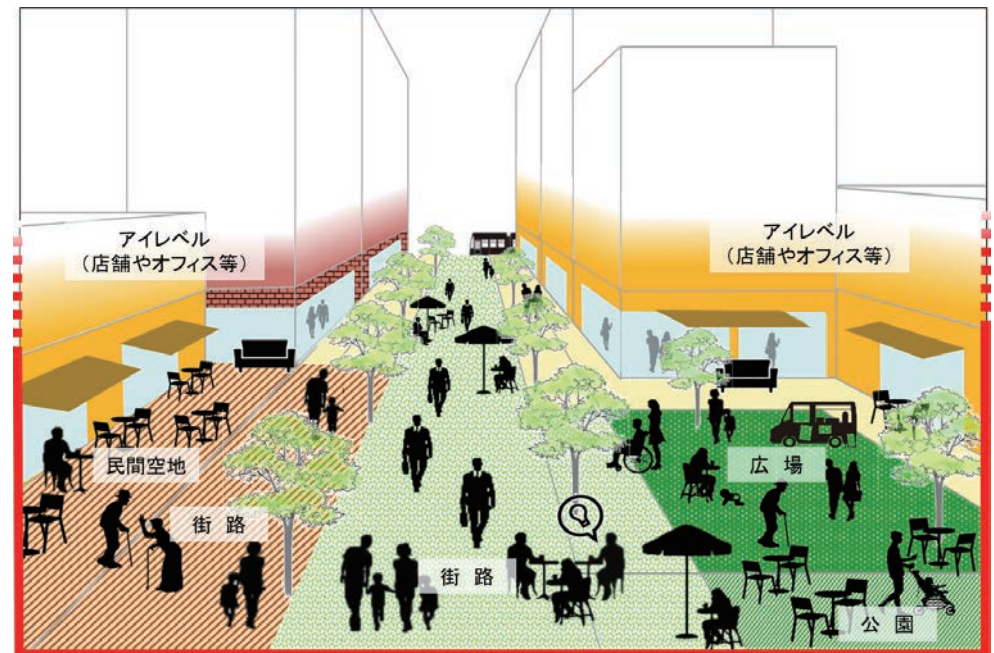
■大都市から中小都市まで都市規模を問わず活用されるべきものであり、また、それぞれの地域がその特性に応じてストリートデザインがなされることが好ましいものである。さらに、ストリートのあり方が都市に与える影響の大きさを踏まえ、ストリートそのものに係る施策のみならず、スマートシティやコンパクトシティをはじめとした様々な施策を進める際にも参考とされることが望ましい。

■また、本ガイドラインでは、人中心のストリートへの転換に係る基本的方向性を示すことにより、地方公共団体の担当者を中心に、各地域の様々なプレイヤーのストリートデザインに向けた一助となるのみならず、ストリートは変えることができるとの意識を育て、広げ、支えるとともに、様々なプレイヤーの「Act Now(できることから、やってみる)」の一助となることを期待している。

■本ガイドラインは、令和2年3月にバージョン1.0を策定したところであるが、今般、令和2年の都市再生特別措置法や道路法の改正を踏まえ、第4章に法律・予算・税制のパッケージによる支援制度等を追加するとともに、ストリートの活用に関連する制度の整理を行い、バージョン2.0として改訂したものである。また、本改訂に併せて冊子としてのデザインについても刷新した。

■なお、本ガイドラインは、今後の様々な実例の積み重ねや、知見の蓄積等を踏まえつつ、今後とも適時、適切に見直しを行っていくものである。

※なお、本ガイドラインにおいて「ストリート」とは、公共施設としての街路の路面のみならず、沿道の民間敷地、さらには沿道の建築物等土地利用を含めた街路空間全体のことをさす。また、その物理的態様から、当該空間で行われる活動、これを支える人的資源までを包含した、企画・構想、計画、設計、運営管理等を総称して、「ストリートデザイン」としている。



本ガイドラインで対象とする「ストリート」の範囲

■本ガイドラインの策定にあたっては、ストリートデザイン懇談会を設置し、議論を重ねてきたところ、岸井座長をはじめ委員の皆様からは多大なるご協力・ご助言を頂いた。

以下に懇談会メンバーと議論の経過を記すとともに、あらためてここに感謝を申し上げます。

【コア委員】（敬称略・順不同）

岸井隆幸 日本大学 特任教授（座長）

藤村龍至 東京藝術大学 准教授（副座長）

泉山壘威 東京大学先端科学技術研究センター共創まちづくり分野 助教

小嶋 文 埼玉大学大学院理工学研究科 准教授

西村亮彦 国土館大学理工学部 講師

三浦詩乃 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 助教

【オブザーバー】（敬称略・順不同）

東京都都市整備局都市基盤部交通政策担当部長 森 高志

神戸市都心再整備本部事業推進担当部長 津島 秀郎

姫路市都市局長 三輪 徹

独立行政法人都市再生機構都市再生部事業企画室長 中山 靖史

警察庁交通局交通規制課課長補佐 大北 良弘

※いずれも役職表記は令和2年3月末時点

【関係省庁等】

国土交通省道路局

【事務局】

国土交通省都市局

【懇談会の経過】

- ・ 第1回（令和元年8月29日）
 - －総論－これからのストリートに求められるもの
 - プレゼンター：三浦委員、泉山委員、事務局

- ・ 第2回（令和元年10月1日）
 - －使う－都市生活を豊かにするアクティビティ
 - プレゼンター：泉英明ゲスト委員（有限会社ハートビートプラン 代表取締役）
西村浩ゲスト委員（株式会社ワークヴィジョンズ 代表取締役）

- ・ 第3回（令和元年10月29日）
 - －作る－居心地が良く歩きたくなる公共空間デザイン
 - プレゼンター：西村委員、栗本光太郎ゲスト委員（豊田市 都市整備部長）

- ・ 第4回（令和元年11月29日）
 - －支える－ストリートを支える環境づくり
 - プレゼンター：藤村委員
羽藤英二ゲスト委員（東京大学大学院 工学系研究科 教授）

- ・ 第5回（令和元年12月18日）
 - －測る－人間中心のストリートの評価
 - プレゼンター：小嶋委員、事務局

- ・ 第6回（令和2年1月28日）
- ・ 第7回（令和2年2月26日）
 - －ガイドラインのとりまとめに向けて

※なお、会議資料等の詳細情報は下記国土交通省 HP を参照のこと

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000087.html

本ガイドラインの構成・目次

■本ガイドラインの各章には、ストリート改変の各ステージで必要となる様々な要素について事例等とともにポイントを示した。ストリートを改変する際の取り組みの各段階で必要に応じて都度、関係箇所を参照されたい。

| | | |
|-----------|--------------------------------------|------------|
| 1章 | ストリートを人中心へと改変（リノベーション）する意義と効果 | 1 |
| | ・人中心のウォークラブルな公共空間の必要性……………2 | |
| | ・ストリートを改変することの多面的な効果……………5 | |
| | ・これからのストリートの考え方……………10 | |
| | ・ストリートを改変していくプロセス……………13 | |
| 2章 | 人中心のストリートを構成する要素 | 16 |
| | ・ストリートの基本的な考え方……………17 | |
| | ・ストリートの空間配分……………30 | |
| | ・ストリートのデザイン・設え……………55 | |
| | ・ストリートにおけるアクティビティ……………65 | |
| | ・ストリートにおけるプレイヤー……………78 | |
| | ・行政手続き・意識すべきこと……………86 | |
| 3章 | 人中心のストリートを支える交通環境づくり | 98 |
| | ・人中心のまちなかに向けた交通環境づくり……………99 | |
| | ・自動車交通への対応……………103 | |
| | ・荷さばき等の駐停車需要への対応……………108 | |
| | ・徒歩や自転車等のスローな交通を包含した交通環境づくり……………115 | |
| | ・関係機関との協議……………118 | |
| 4章 | 人中心のストリートを支える仕組み | 120 |
| | ・人中心のストリートを実現するためのパッケージ支援……………121 | |
| | ・ストリートの活用に関連する制度……………122 | |
| | ・人中心のストリートへの改変を推進する支援制度……………130 | |
| 5章 | 参考文献・事例 | 136 |